



### ～石綿障害予防規則改正の注意点～

令和2年10月から令和5年10月にかけて、石綿にかかるばく露防止措置、施工にかかる管理等の改正が行われております。

注意すべき事項を以下を参考に組み合わせていただきますようお願いいたします。

#### 1 工事開始前の石綿の有無の調査

令和3年4月～

工事対象となるすべての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し(事前調査)、調査結果の記録を3年間保存することが義務になりました。



設計図書で確認出来たら目視は必要なんですか？

過去に事前調査に相当する調査が行われている場合や着工日が平成18年9月1日以降である建築物等を除いて実際に調査対象材料が設計図書のとおりであるかどうかを確認するために、目視による確認も義務づけられています。

設計図書で**ノンアスベスト**材料と記載されていれば、石綿が使用されていないという理解で大丈夫ですか？

設計図書に**ノンアスベスト材料**等、石綿等が使用されていない建材であることの記載がある場合であっても、労働安全衛生法令の適用対象となる石綿等の含有率は数次にわたり変更されているため、材料の製造当時は法令適用対象外として石綿等の使用がないと判断されていたとしても、現行の法令では適用対象となる場合もあることから、**設計図書の記載のみをもって石綿等が使用されていないと判断することはできません。**

**ポイント** 事前調査において、調査対象材料に石綿等が使用されていないと判断する方法は、次の**(ア)**又は**(イ)**のいずれかの方法によること。

**(ア)** 調査対象材料について、製品を特定し、その製品のメーカーによる石綿等の使用の有無に関する証明や成分情報等と照合する方法。**(イ)** 調査対象材料について、製品を特定し、その製造年月日が平成**18年9月1日**以降であることを確認する方法。

労働基準  
監督署





# ～石綿則改正の注意点～

4

石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

◆1 ◆2は  
令和2年10月～

◆3 令和3年4月～

◆1 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等する工事は、作業場の隔離が義務になります。

◆2 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破砕等によらない方法で行うことが原則義務になります（**技術上困難な場合を除く**）。

※一戸建て住宅等にも多く使用されている石綿を含有するスレートボードやけい酸カルシウム板第1種等の石綿含有成形品を、家屋の解体やリフォーム等を行う際に、十分に湿潤な状態のものとしないうまま切断、破砕等の方法により除去し、石綿等の粉じんが飛散する事例が認められたことから、切断等以外の方法により除去することを原則となりました。

なお、切断等以外の方法とは、ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外すこと等をいうことです。

※**技術上困難な場合**とは、当該材料が下地材等と接着材で固定されており、切断等を行わずに除去することが困難な場合や、当該材料が大きく切断等を行わずに手作業で取り外すことが困難な場合等が含まれること。

◆3 石綿が含まれている仕上塗材を電動工具（ディスクグラインダー、ディスクサンダー）で除去するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、常時湿潤な状態に保って作業をすることが必要となりました。（隔離場所を負圧に保つ必要はありません。）

※常時湿潤な状態に保つ措置には、剥離剤を使用する方法が含まれます。

※高圧水洗工法、超音波ケレン工法等の場合は、作業場所の隔離は不要です。

「石綿含有仕上げ塗材」とは

セメント、合成樹脂等の結合材、顔料、骨材等を主原料とし、主として建築物の内外の壁又は天井を、吹付け、ローラー塗り、こて塗り等によって立体的な造形性をもつ模様仕上げる材料としてJIS A 6909に定められている建築用仕上塗材のうち、石綿等が使用されているものをいいます。

5 写真等による作業の実施状況の記録

令和3年4月～

◆石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務です。

※その他作業記録の改正等ございますので施行に際して事前準備をお願いします。

# ～石綿則改正の注意点～

令和5年10月1日から施行されます。

## 事前調査を行うために必要な講習です

種別	調査できる対象物
特定建築物石綿含有建材調査者	すべての建築物
一般建築物石綿含有建材調査者	
令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者	
一戸建て等石綿含有建材調査者	一戸建ての住宅、共同住宅の住戸の内部

## 船舶の事前調査

小型船造船業法に基づく主任技術者や建築物石綿含有建材調査者等であって、石綿や船舶等に係る一定の教育を受け修了考査に合格した者（別途告示で定める予定）

## 分析調査は次の者に行わせることが必要です

- ・厚生労働大臣が定める分析調査講習を受講し、修了考査に合格した者
- ・公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランク又はBランクの認定分析技術者
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
- ・一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

## 石綿障害予防規則等の改正事項と施行日

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
	7月	10月	4月	4月	4月	10月			
計画届の対象拡大		周知	令和3年4月施行						
事前調査方法の明確化		周知	令和3年4月施行						
分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用		周知	令和3年4月施行						
事前調査・分析調査を行う者の要件新設			周知、事前調査・分析調査を行う資格を有する者の育成（全国的な講習の実施）					令和5年10月施行	
事前調査及び分析調査結果の記録等		周知	令和3年4月施行						
解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設			周知、電子届出システムの開発		令和4年4月施行				
負圧隔離を要する作業に係る措置の強化		周知	令和3年4月施行						
仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設		周知	令和3年4月施行						
石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等の原則禁止）		周知	令和2年10月施行						
けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設		周知	令和2年10月施行						
作業実施状況の写真等による記録の義務化		周知	令和3年4月施行						
労働者ごとの作業の記録項目の追加		周知	令和3年4月施行						
発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮		周知	令和3年4月施行						

改正石綿則・安衛則の公布